第34回
定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成29年６月28日（水曜日）　午前10時

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアットリージェンシー東京
地下１階　センチュリールーム
末尾記載のご案内図をご参照ください。

書面又はインターネットによる議決権行使期限

平成29年６月27日（火曜日）
午後６時到着分まで

目 次

■ 第34回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使についてのご案内 …… 2

（添付書類）

■ 事業報告 …… 5
■ 連結計算書類 …… 22
■ 計算書類 …… 24
■ 監査報告書 …… 26

■ 株主総会参考書類 …… 29
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　弔慰金贈呈の件
第３号議案　創業者功労金贈呈の件
第４号議案　ストックオプションとして
新株予約権を発行する件

株式会社大戸屋ホールディングス
証券コード：2705

証券コード　2705
平成29年６月８日

株　主　各　位

東京都武蔵野市中町一丁目20番８号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長　窪　田　健　一

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年６月27日（火曜日）午後６時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアットリージェンシー東京　地下１階　センチュリールーム

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第34期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　弔慰金贈呈の件
第３号議案　創業者功労金贈呈の件
第４号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

※当社は、平成29年５月10日開催の取締役会において、剰余金の配当を１株につき30円（普通配当25円、記念配当５円）とし、平成29年６月29日を支払開始日としてお支払することを決議いたしました。

議決権行使についてのご案内

1．議決権の行使方法

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へ提出

株主総会開催日時
2017年6月28日(水)
午前10時

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を表示のうえ投函※

行使期限
2017年6月27日(火)
午後6時到着

3 インターネットによる議決権行使の場合
(パソコンまたは携帯電話)



議決権行使サイト
http://www.evote.jp/
にて各議案の賛否を入力

【詳細は次ページをご参照ください】

行使期限
2017年6月27日(火)
午後6時まで

※議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

2．重複して行使された議決権の取扱いについて

1．議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により複数回議決権を行使された場合は、それぞれ最後のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2．インターネット等により議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる開示について

インターネット開示に関する事項
　法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.ootoya.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。
①業務の適正を確保するための体制
②連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表
株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
　添付書類及び株主総会参考書類等に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.ootoya.jp/ir/）に掲載させていただきます。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト

http://www.evote.jp/

議決権行使期限

平成29年６月27日（火曜日）午後６時まで

パスワードのお取り扱いについて

❶ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

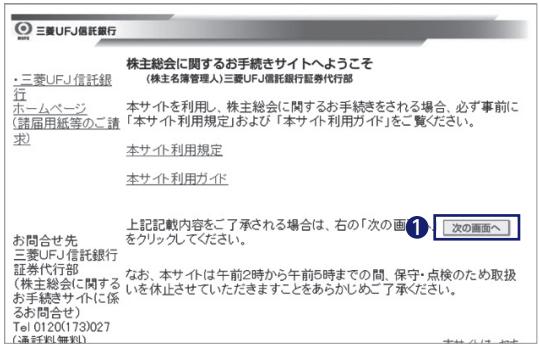
❷ 株主総会の招集の都度、新しい**「ログインID」**および**「仮パスワード」**をご通知いたします。

アクセス手順について

以下は**パソコンの画面**を表示しております。

1．議決権行使サイトへアクセス

❶**「次の画面へ」**をクリック



ご注意事項

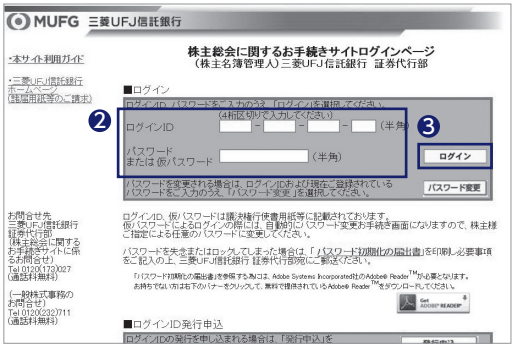
■ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用くだ

2. ログインする

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**を入力

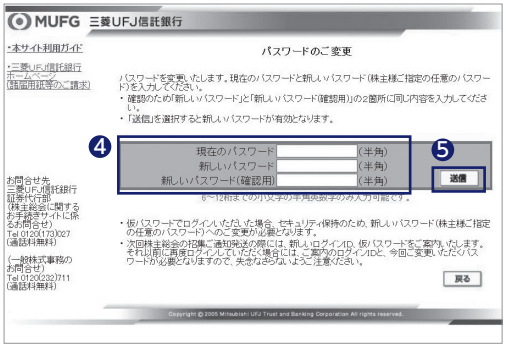
❸**「ログイン」**をクリック



3. メニューから議決権行使を選択

❹**「現在のパスワード」**、**「新しいパスワード」**、**「新しいパスワード（確認用）」**をそれぞれ入力

❺**「送信」**をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） 0120-173-027　受付時間 午前９時～午後９時（通話料無料）

事業報告（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の経済・金融対策などにより大手企業を中心に企業収益が上向き、雇用情勢が改善するなどゆるやかな回復基調にはあるものの、個人消費の回復は当初の期待通りには進まず、海外経済の不透明感もあり、先行きが見通しにくい状況が続いております。

外食産業におきましても、個人消費の足踏みや人件費上昇の継続、食材価格の高止まりに加え、コンビニエンス・ストアや食品スーパーなど他業態との競争もあり厳しい経営環境が続きました。

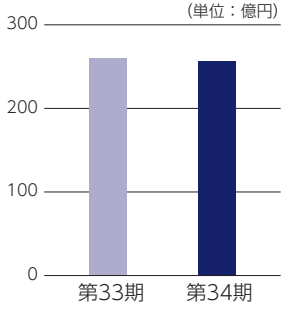
このような環境の下、当社グループの当連結会計年度は、「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ、人類の生成発展に貢献する」という経営理念のもと、店舗価値のさらなる向上や人材の育成に取り組んで参りました。

国内におきましては、７月にはグランドメニューのリニューアルを行い、お値打ち感があり、お客様に受け入れられる商品の開発に努め「大戸屋」ブランドのさらなる強化に取り組みました。

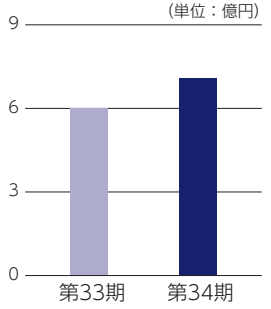
海外におきましても、店舗価値の向上に努めると共に香港太古店の大規模改修を行うなど「大戸屋」ブランドの確立に努めて参りました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は25,614百万円（前年同期比1.5％減）、営業利益709百万円（同18.2％増）、経常利益711百万円（同20.1％増）となり、投資有価証券売却益78百万円、受取立退料37百万円、店舗売却益20百万円、受取保険金８百万円及び受取和解金４百万円を特別利益に計上する一方、減損損失200百万円、固定資産除却損17百万円及び店舗閉鎖損失７百万円を特別損失に計上し、法人税等合計が287百万円となったため、親会社株主に帰属する当期純利益は357百万円（同17.2％増）となりました。

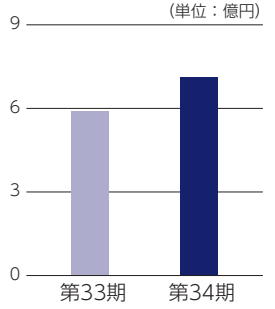
売上高



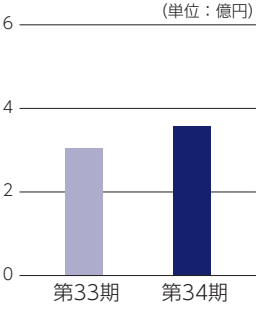
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



事業セグメント別の業績の概況

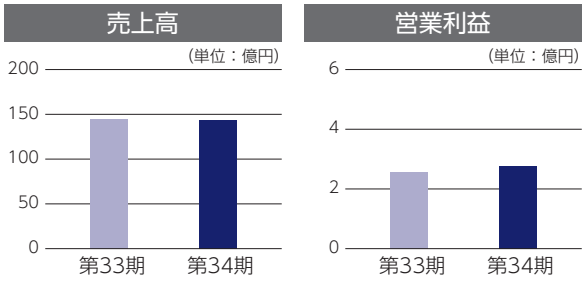
①国内直営事業

売上高　143億60百万円

（前期比0.5％減）

営業利益　　2億76百万円

（前期比8.6％増）



国内直営事業は「大戸屋ごはん処」７店舗（上野公園店、ライフ相模原若松店、須磨パティオ店、宝塚安倉店、松戸駅前店、札幌白石店、円山公園店）の新規出店がありましたが、５店舗（柏東口店、松戸駅西口店、新宿靖国通り店、虎ノ門店、豊洲IHIビル店）、他業態１店舗（大戸屋ダイニング笛吹川フルーツ公園店）の閉店がありました。また、国内直営事業でありました３店舗（阪奈菅原町店、代々木駅前店、パサージオ西新井店）が国内フランチャイズ事業となり、国内フランチャイズ事業でありました６店舗（モラージュ菖蒲店、用賀SBS店、小田急町田東口店、横浜ビジネスパーク店、ベニバナウォーク桶川店、モラージュ柏店）が国内直営事業となりました。

これにより、当連結会計年度における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」145店舗、「おとや」(他業態)１店舗の総計146店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は14,360百万円（前年同期比0.5％減）、営業利益は276百万円（同8.6％増）となりました。

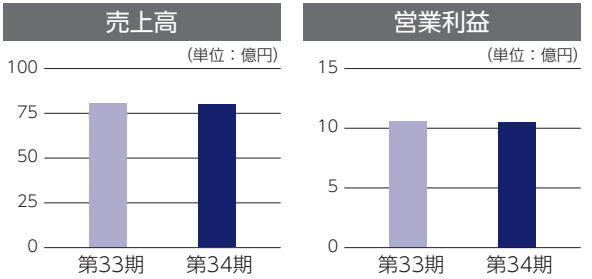
②国内フランチャイズ事業

売上高　79億94百万円

（前期比0.5％減）

営業利益10億50百万円

（前期比1.0％減）



国内フランチャイズ事業は、「大戸屋ごはん処」９店舗（ウェルディ長泉店、佐賀北バイパス店、マックスバリュ千代田店、岡崎南店、エイスクエア草津店、和歌山カーニバル店、越中島店、小牧店、元総社蒼海店）の新規出店がありましたが、２店舗（山口周南店、イオン読谷ショッピングセンター店）の閉店がありました。また、国内フランチャイズ事業でありました６店舗（モラージュ菖蒲店、用賀SBS店、小田急町田東口店、横浜ビジネスパーク店、ベニバナウォーク桶川店、モラージュ柏店）が国内直営事業となり、国内直営事業でありました３店舗（阪奈菅原町店、代々木駅前店、パサージオ西新井店）が国内フランチャイズ事業となりました。

これにより、当連結会計年度における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」202店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は7,994百万円（前年同期比0.5％減）、営業利益1,050百万円（同1.0％減）となりました。

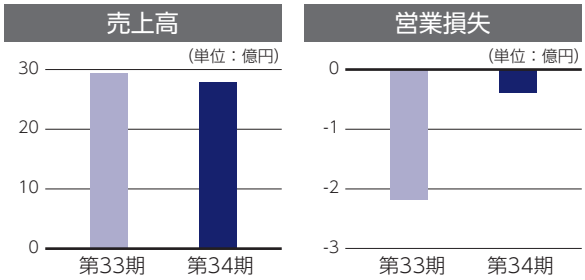
③海外直営事業

売上高　27億93百万円

（前期比5.2%減）

営業損失　40百万円

（前期 2億19百万円 営業損失）



海外直営事業は、当連結会計年度末現在、13店舗（香港大戸屋有限公司が香港に４店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.がシンガポール共和国に３店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州に５店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国に１店舗）稼働しており、当連結会計年度の売上高は2,793百万円（前年同期比5.2％減）、営業損失40百万円（前年同期は219百万円の営業損失）となりました。

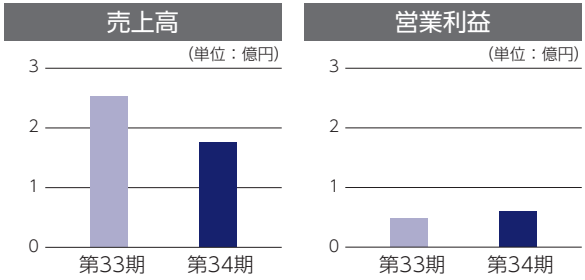
④海外フランチャイズ事業

売上高　1億75百万円

（前期比30.8%減）

営業利益　60百万円

（前期比25.3%増）



海外フランチャイズ事業は、当連結会計年度末現在、80店舗（タイ王国において44店舗、台湾において27店舗、インドネシア共和国において６店舗、中国上海市において２店舗、ベトナムホーチミン市において１店舗）を展開しており、当連結会計年度の売上高は175百万円（前年同期比30.8％減）、営業利益60百万円（同25.3％増）となりました。

⑤その他

その他は、メンテナンス事業、食育事業及びタイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、株式会社ＯＴＹフィールがメンテナンス事業を、株式会社ＯＴＹ食ライフ研究所が食育事業を、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っており、当連結会計年度の売上高は291百万円（外部顧客に対する売上高。前年同期比13.9％減）、営業利益17百万円（同53.0％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は654百万円であり、新規出店及び店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が400百万円、器具備品等に対する投資額が237百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、全体として緩やかな回復基調にあると思われますが、外食産業におきましては、個人消費の足踏みや人手不足の深刻化による人件費上昇の継続、食材価格の高止まりが懸念される中、コンビニエンス・ストアや食品スーパー等他業態との競争がさらに激しくなることが予想され、引き続き厳しい環境が続くと思われます。

このような環境の下、当社は３ヵ年の中期経営計画「継承」～「改革」～「飛躍」を策定いたしました。中期経営計画の推進を最重要課題と位置づけ、全役職員が一丸となり、「ちゃんとごはん。」を大戸屋ブランドのスローガンに掲げ、当社グループのブランドの確立と中長期的発展並びに企業価値向上に取り組んで参ります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

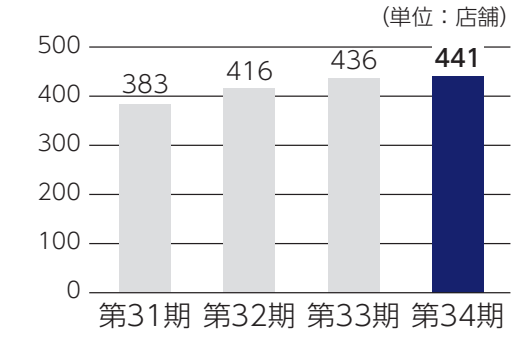
(9) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

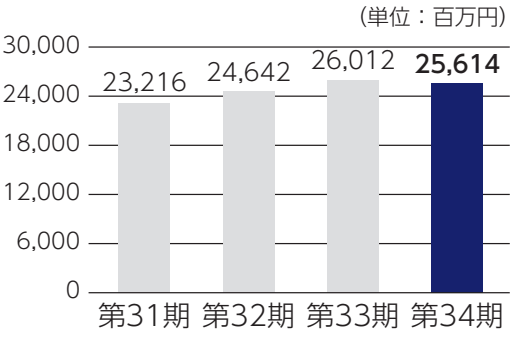
区分＼期別	第 31 期 平成26年３月期	第 32 期 平成27年３月期	第 33 期 平成28年３月期	第 34 期 (当連結会計年度) 平成29年３月期
期末店舗数 (うちFC店舗数)	383店舗 (220店舗)	416店舗 (259店舗)	436店舗 (279店舗)	441店舗 (282店舗)
売上高	23,216,873	24,642,519	26,012,098	25,614,775
経常利益	782,795	620,934	592,413	711,655
親会社株主に帰属する当期純利益	200,040	273,168	304,885	357,184
１株当たり当期純利益	27.86円	38.03円	42.40円	49.64円
総資産	10,305,893	11,292,714	12,149,517	10,255,835
純資産	4,216,828	4,489,470	4,620,844	4,721,183
１株当たり純資産	583.36円	618.67円	636.63円	649.14円

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

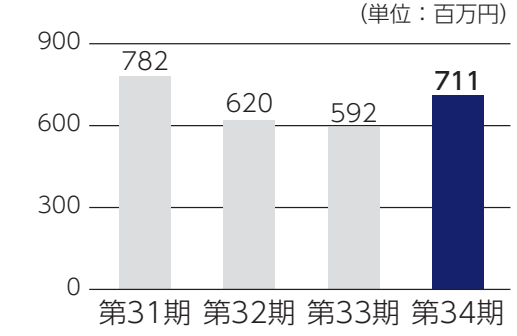
店舗数



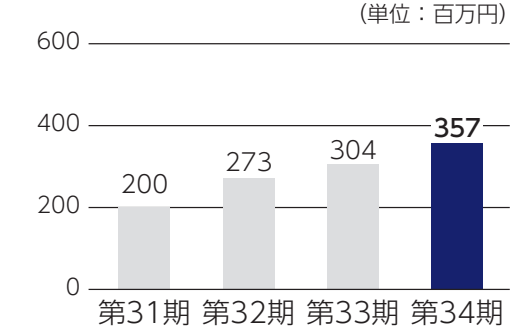
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(10) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主な事業内容
国内直営事業	国内における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
国内フランチャイズ事業	国内のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
海外直営事業	海外における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
海外フランチャイズ事業	海外のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
その他	店舗メンテナンス事業、食育事業、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(11) 主要な営業所及び店舗

本　　部　東京都武蔵野市中町一丁目20番８号
山梨事務所　山梨県山梨市下栗原1309-2
店　　舗　441店舗（うちＦＣ店 282店舗）

（単位：店舗）

地域名	直営店	ＦＣ店	合計
東　京　都	70	31	101
神奈川県	17	32	49
埼　玉　県	18	7	25
千　葉　県	14	11	25
その他関東	-	14	14
北　海　道	6	7	13
東　　北	2	13	15
甲　信　越	3	11	14
北　　陸	-	8	8
東　　海	2	18	20
近　　畿	14	9	23
中国・四国	-	10	10
九州・沖縄	-	31	31
国　内　計	146	202	348
海　　外	13	80	93
合　計	159	282	441

（注）1.「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。
2.「海外」は、連結子会社それぞれの決算期末日現在における稼働店舗数を記載しております。

（12）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
582名	７名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	３名減	47.1歳	8.1年

（注）従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。また、上記のほか、臨時従業員（パート・アルバイト）３名がおります。

（13）重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大戸屋	10,000千円	100.0%	定食店の経営
香港大戸屋有限公司	33,877千香港ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	5,244千シンガポールドル	100.0%	和食レストランの経営
AMERICA OOTOYA INC.	2,000千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	20,000千バーツ	45.0%	和食レストランの経営
株式会社ＯＴＹフィール	5,000千円	100.0%	店舗メンテナンス事業
株式会社ＯＴＹ食ライフ研究所	10,000千円	100.0%	食育事業
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	48.5%	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

（注）1. 上記の８社が連結子会社であります。
2. 大戸屋（上海）餐飲管理有限公司は清算手続きが結了いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金額
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	437,000千円
株式会社三井住友銀行	327,500
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	323,000
株式会社りそな銀行	319,350
株式会社山梨中央銀行	30,490
株式会社商工組合中央金庫	30,262
株式会社みずほ銀行	29,080
明治安田生命保険相互会社	27,800
日本生命保険相互会社	27,800

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　28,720,000株

(2) 発行済株式の総数　7,198,363株（自己株式137株を除く）

(3) 株主数　25,003名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三森三枝子	946千株	13.14%
三森智仁	405	5.63
タニコー株式会社	130	1.80
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	120	1.66
株式会社りそな銀行	100	1.38
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.38
大戸屋従業員持株会	71	0.99
第一生命保険株式会社	50	0.69
株式会社日本アクセス	50	0.69
住友商事株式会社	43	0.59
株式会社ラックランド	43	0.59

（注）持株比率は、自己株式（137株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成29年３月31日現在）

平成24年５月23日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１個につき964円

③ 新株予約権の行使条件　　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

１個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

④ 新株予約権の行使期間　　平成26年６月16日から平成31年６月15日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	25個	普通株式 2,500 株	1人
社外取締役	－個	－株	－人
監査役	－個	－株	－人

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	窪田 健一	株式会社大戸屋　代表取締役社長
取締役	松岡 彰洋	経営企画部長
取締役	山本 匡哉	国内事業本部長
取締役	土橋 久一	管理本部長
取締役	水流 博之	海外事業部長
取締役	田中 信成	商品開発本部長
取締役	中村 徹	社長特命担当
取締役	三森 教雄	東京慈恵医科大学外科学講座特任教授
取締役	池田 純	
監査役（常勤）	下村 治	
監査役	内海 雅秀	内海総合法律事務所　所長
監査役	檜山 英男	株式会社三井住友銀行　顧問

（注）1. 取締役三森教雄氏及び池田純氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役下村治氏、内海雅秀氏及び檜山英男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役池田純氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成28年６月23日開催の第33回定時株主総会において、新たに松岡彰洋氏、土橋久一氏、水流博之氏、中村徹氏、河合直忠氏、三森教雄氏、川上泰弘氏及び池田純氏が取締役に、下村治氏及び檜山英男氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 平成28年６月23日開催の第33回定時株主総会の終結の時をもって、取締役濵田寛明氏、高田知典氏、都甲和幸氏、岩田松雄氏及び松井忠三氏は任期満了により退任いたしました。
6. 平成28年６月23日開催の第33回定時株主総会の終結の時をもって、監査役野崎拓志氏、森弘治氏及び安藤裕朗氏は辞任により退任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	河合 直忠	経営補佐	平成28年９月28日
取締役	川上 泰弘	東洋冷蔵株式会社 代表取締役社長執行役員	平成28年９月28日

（注）取締役河合直忠氏、取締役（社外）川上泰弘氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する限度額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (６名)	95,575千円 (12,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	６名 (４名)	14,304千円 (11,703千円)

（注）1. 平成13年６月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と承認いただいております。
2. 取締役の人数及び報酬等の額には、平成28年６月23日開催の第33回定時株主総会の終結の時をもって退任した５名及び期中退任した２名を含んでおります。
3. 監査役の人数及び報酬等の額には、平成28年６月23日開催の第33回定時株主総会の終結の時をもって退任した３名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役三森教雄氏は、東京慈恵医科大学外科学講座特任教授でありますが、同大学と当社との取引関係はありません。

取締役池田純氏は、株式会社横浜DeNAベイスターズの代表取締役社長でありましたが、平成28年10月16日付で退任いたしました。同社と当社との取引関係はありません。

監査役内海雅秀氏は、内海総合法律事務所の所長でありますが、同所と当社との取引関係はありません。

監査役檜山英男氏は、株式会社三井住友銀行の顧問であります。同行と当社との間には、定常的な銀行取引があります。

② 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との関係

該当事項はありません。

③　子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	三森教雄	就任後開催した取締役会13回中12回に出席し、医師・大学教授としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	川上泰弘	就任から平成28年９月28日に退任するまでに開催した取締役会５回中４回に出席し、経営に関する豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べておりました。
取締役	池田　純	就任後開催した取締役会13回中10回に出席し、経営に関する豊富な経験と専門知識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	下村　治	就任後開催した取締役会13回中13回に出席し、また監査役会12回中12回に出席し、出身である損害保険会社で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	内海雅秀	当事業年度に開催した取締役会16回中16回に出席し、また監査役会16回中15回に出席し、弁護士としての豊富な経験と、高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	檜山英男	就任後開催した取締役会13回中13回に出席し、また監査役会12回中12回に出席し、出身である金融機関で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の運用状況を確認し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、M OOTOYA (THAILAND) CO.,LTD.及びTHREE FOREST (THAILAND) CO.,LTDは当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である三優監査法人は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の１つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様に長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、期末配当金として１株につき30円（普通配当25円・創業60年記念配当5円）としております。

なお、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の充実並びに拡充に活用する所存であります。

（注）1. 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。
但し、百分率は小数点第２位を四捨五入しております。
2. 売上高等の取引金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**4,499,401**	**流動負債**	**3,770,062**
現金及び預金	2,608,373	買掛金	1,120,281
売掛金	990,365	１年内返済予定の長期借入金	1,251,082
原材料及び貯蔵品	68,714	リース債務	146,615
前払費用	145,457	未払金	694,982
繰延税金資産	49,064	未払法人税等	127,477
預け金	253,075	賞与引当金	58,969
その他	406,338	その他	370,654
貸倒引当金	△21,988	**固定負債**	**1,764,589**
固定資産	**5,756,433**	長期借入金	301,200
有形固定資産	**3,267,813**	リース債務	190,236
建物及び構築物	2,401,162	退職給付に係る負債	329,943
工具器具備品	755,448	資産除去債務	328,973
土地	104,424	その他	614,236
その他	6,778	**負債合計**	**5,534,651**
無形固定資産	**173,055**	**（純資産の部）**	
のれん	109,705	**株主資本**	**4,566,529**
その他	63,350	**資本金**	**1,474,394**
投資その他の資産	**2,315,564**	**資本剰余金**	**1,392,594**
投資有価証券	4,192	**利益剰余金**	**1,699,661**
長期貸付金	42,776	**自己株式**	△121
長期前払費用	74,172	**その他の包括利益累計額**	**106,189**
繰延税金資産	341,956	その他有価証券評価差額金	869
敷金及び保証金	1,831,754	為替換算調整勘定	126,066
その他	20,712	退職給付に係る調整累計額	△20,745
		新株予約権	**514**
		非支配株主持分	**47,949**
		純資産合計	**4,721,183**
資産合計	**10,255,835**	**負債及び純資産合計**	**10,255,835**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**25,614,775**
売上原価		**11,293,535**
売上総利益		**14,321,239**
販売費及び一般管理費		**13,611,378**
営業利益		**709,861**
営業外収益		
受取利息	913	
協賛金収入	47,723	
雑収入	27,317	**75,953**
営業外費用		
支払利息	34,014	
為替差損	39,720	
雑損失	425	**74,160**
経常利益		**711,655**
特別利益		
投資有価証券売却益	78,135	
受取立退料	37,270	
受取保険金	8,659	
受取和解金	4,960	
店舗売却益	20,310	
為替換算調整勘定取崩益	17,596	**166,932**
特別損失		
固定資産除却損	17,644	
減損損失	200,515	
店舗閉鎖損失	7,912	**226,073**
税金等調整前当期純利益		**652,515**
法人税、住民税及び事業税	315,838	
法人税等調整額	△28,324	**287,514**
当期純利益		**365,000**
非支配株主に帰属する当期純利益		**7,816**
親会社株主に帰属する当期純利益		**357,184**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**4,495,845**	**流動負債**	**1,393,570**
現金及び預金	2,034,571	買掛金	20,442
売掛金	233,621	1年以内返済予定の長期借入金	1,251,082
原材料及び貯蔵品	2,522	リース債務	17,398
前払費用	12,389	未払金	86,415
未収入金	58,655	未払費用	8,321
短期貸付金	1,934,423	繰延税金負債	1,739
その他	241,650	未払法人税等	1,633
貸倒引当金	△21,988	預り金	3,538
固定資産	**1,054,167**	賞与引当金	2,998
有形固定資産	**215,107**	**固定負債**	**417,302**
建物	56,911	長期借入金	301,200
構築物	31,943	リース債務	27,122
車両運搬具	0	資産除去債務	6,020
工具器具備品	21,827	退職給付引当金	82,959
土地	104,424	**負債合計**	**1,810,872**
無形固定資産	**53,318**	**（純資産の部）**	
ソフトウェア	53,318	**株主資本**	**3,737,756**
投資その他の資産	**785,741**	**資本金**	**1,474,394**
投資有価証券	4,192	**資本剰余金**	**1,392,594**
関係会社株式	400,503	資本準備金	1,392,594
出資金	30	**利益剰余金**	**870,888**
関係会社長期貸付金	238,350	利益準備金	3,582
長期前払費用	1,155	その他利益剰余金	867,306
繰延税金資産	105,648	繰越利益剰余金	867,306
保険積立金	16,914	**自己株式**	**△121**
その他	18,947	**評価・換算差額等**	**869**
		その他有価証券評価差額金	869
		新株予約権	**514**
		純資産合計	**3,739,140**
資産合計	**5,550,013**	**負債及び純資産合計**	**5,550,013**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,615,125**
売上原価		**241,890**
売上総利益		**1,373,235**
販売費及び一般管理費		**1,041,377**
営業利益		**331,858**
営業外収益		
受取利息	35,287	
受取配当金	1,248	
賃貸収入	28,272	
雑収入	2,485	**67,293**
営業外費用		
支払利息	27,214	
為替差損	5,362	
賃貸費用	26,979	**59,556**
経常利益		**339,594**
特別利益		
投資有価証券売却益	78,135	
受取保険金	8,659	
その他	629	**87,424**
特別損失		
固定資産除却損	715	
減損損失	20,371	
関係会社株式評価損	183,003	**204,090**
税引前当期純利益		**222,928**
法人税、住民税及び事業税	14,830	
法人税等調整額	△26,383	**△11,552**
当期純利益		**234,480**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社　大戸屋ホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　杉田　純　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　古藤智弘　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月11日

株式会社　大戸屋ホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　杉田　純　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　古藤智弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、平成28年６月23日に常勤監査役に就任いたしました下村治及び非常勤監査役に就任いたしました檜山英男は、上記に加えて、就任前の期間における監査事項につき在任監査役より説明を聴きました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月17日

株式会社大戸屋ホールディングス　監査役会
監査役（常勤）下村　治　㊞
監査役（社外監査役）内海雅秀　㊞
監査役（社外監査役）檜山英男　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役９名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 窪田（くぼた）　健一（けんいち）（昭和45年８月18日生）　**再任**

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成５年４月	株式会社ライフコーポレーション入社
平成８年10月	当社入社
平成19年６月	取締役ＦＣ事業本部長兼ＦＣ営業部長
平成23年５月	取締役国内事業本部長
平成23年６月	常務取締役国内事業本部長
平成24年４月	代表取締役社長兼国内事業本部長
平成25年４月	代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社大戸屋　代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数　41,900株

■ 選任理由

窪田健一氏は、当社入社以来、営業部門で経験を積み担当取締役を経て、現在は代表取締役社長に就任しております。営業部門における豊富な経験と経営全般に関する知見を有し、経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。

2 山本 匡哉（やまもと まさや）（昭和48年７月７日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成９年４月　当社入社
平成18年６月　営業支援部長
平成20年４月　ＦＣ営業部長
平成23年４月　直営事業部長
平成26年４月　国内事業本部長
平成26年６月　取締役国内事業本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　10,200株

■ 選任理由

山本匡哉氏は、当社入社以来、店主、スーパーバイザー等国内営業部門で経験を積み、現在は取締役国内事業本部長に就任しております。店舗運営、営業部門の豊富な知見を有しており、国内営業部門の責任者としてリーダーシップを発揮しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3 松岡彰洋（まつおか あきひろ）（昭和34年10月７日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和59年４月　国際証券株式会社（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
平成13年４月　同社公開引受部長
平成21年５月　同社コンプライアンス統括部利益相反管理室長
平成24年２月　当社入社　経営企画部副部長
平成27年６月　執行役員経営企画部長
平成28年６月　取締役経営企画部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　1,000株

■ 選任理由

松岡彰洋氏は、証券会社での法人業務に関する豊富な経験を有しており、当社入社後は、経営企画・ＩＲの責任者として業務を担い、現在は取締役経営企画部長に就任しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 土橋 久一（どばし ひさかず）（昭和29年２月28日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和63年３月　日本リースオート株式会社入社
平成11年３月　ＧＥフィナンシャルサービス株式会社入社
平成20年11月　同社フリートサービスカンパニー戦略営業統括本部副本部長
平成21年４月　当社入社　コンプライアンス統括部内部監査担当部長
平成22年６月　取締役社長室長
平成23年６月　取締役副社長
平成28年６月　取締役管理本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　3,400株

■ 選任理由

土橋久一氏は、外資系金融サービス会社を経て、当社入社後は、管理部門担当取締役として当社の経営を担い、現在は取締役管理本部長に就任しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

5 田中 信成（たなか のぶなり）（昭和45年８月15日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成５年４月　グリコ協同乳業株式会社（現江崎グリコ株式会社）入社
平成８年９月　当社入社
平成20年４月　タイ事業部長
平成21年11月　商品部長
平成23年５月　執行役員商品開発本部長
平成26年６月　取締役商品開発本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　14,400株

■ 選任理由

田中信成氏は、当社入社以来、店主、海外勤務を経て、商品開発部門で経験を積み、現在は取締役商品開発本部長に就任しております。商品開発及び購買業務に豊富な知見を有しており、今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

6 水流 博之（昭和31年12月30日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和56年４月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入社
平成13年11月	同社ニューヨーク支店次長兼ケイマン支店次長
平成18年４月	同社国際営業開発部長
平成21年４月	同社香港支店長
平成25年４月	当社入社　執行役員海外事業本部付部長
平成26年６月	取締役管理本部長
平成27年６月	執行役員管理本部副本部長
平成28年６月	取締役海外事業部長
平成29年４月	取締役海外管理部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　5,200株

■ 選任理由

水流博之氏は、金融機関での海外業務に関する豊富な経験を有しており、当社入社後は海外部門・管理部門の責任者として業務を担ない、現在は取締役海外管理部長に就任しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

7 三森 教雄（昭和31年６月25日生） 社外 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年５月	東京慈恵医科大学第三病院外科学教室医員
平成７年５月	同病院外科学講師
平成16年４月	東京慈恵医科大学付属病院消化管外科診療副部長
平成21年２月	同病院外科学講座准教授
平成26年７月	同病院消化管外科診療部長
平成27年６月	東京慈恵医科大学外科学講座特任教授（現任）
平成28年６月	当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

東京慈恵医科大学外科学講座特任教授

■ 所有する当社株式の数　14,000株

■ 選任理由

三森教雄氏は、過去に会社経営の経験はありませんが、医師・大学教授としての豊富な経験・知識から、取締役会において、適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となりますが、今後も当社の経営に資する提言・助言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

8 池田 純（いけだ じゅん）（昭和51年１月23日生）

社外 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成12年４月　住友商事株式会社入社
平成19年１月　株式会社ディー・エヌ・エー入社
平成21年４月　同社執行役員マーケティング・コミュニケーション室長
平成23年12月　株式会社横浜ＤｅＮＡベイスターズ代表取締役社長
平成28年６月　当社社外取締役（現任）
平成28年12月　公益社団法人日本プロサッカーリーグ特任理事（現任）
平成29年３月　株式会社リブセンス社外取締役（現任）
平成29年４月　明治大学学長特任補佐（現任）
平成29年４月　公益社団法人日本ラグビーフットボール協会特任理事（現任）

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 選任理由

池田純氏は、事業会社でのマーケティング業務や株式会社横浜ＤｅＮＡベイスターズ代表取締役としての豊富な経験と高い見識から、当社取締役会において適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となりますが、今後も当社の経営に資する提言・助言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

9 濵田 寛明（はまだ ひろあき）（昭和39年８月９日生）

新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和63年４月　国際証券株式会社（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
平成16年６月　当社入社　経営企画部長
平成19年６月　取締役経営企画部長
平成24年４月　専務取締役経営企画部長
平成28年６月　執行役員
平成29年４月　執行役員管理本部副本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　32,200株

■ 選任理由

濵田寛明氏は、証券会社を経て、当社入社後は、経営企画部長を経て取締役に就任いたしました。取締役退任後も、執行役員として管理本部の重要な業務を担い、現在は管理本部副本部長に就任しております。これらの経験が当社の経営の充実に十分生かせると判断し、取締役候補者といたしました。

10 戸川 信義（とがわ のぶよし）（昭和53年11月13日生）

社外 新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成13年10月　プライスウォーターハウスクーパース税務事務所入所
平成19年１月　戸川公認会計士事務所 所長（現任）
平成20年５月　税理士法人二重橋総合会計事務所 代表社員（現任）

（重要な兼職の状況）
税理士法人二重橋総合会計事務所代表社員

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 選任理由

戸川信義氏は、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計及び税務に関する高度な知識と経験を有しておられます。同氏の知識と経験を生かし、当社の経営に資する適切な提言・助言をいただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２　三森教雄氏、池田純氏及び戸川信義氏は社外取締役候補者であります。
３　当社は池田純氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届出ております。本議案において同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、戸川信義氏についても本議案において、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届出る予定です。
４　当社と三森教雄氏及び池田純氏との間では、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
５　当社と戸川信義氏との間では、本議案において同氏の選任が承認された場合には、上記と同様の契約を締結する予定です。

第２号議案　弔慰金贈呈の件

平成27年７月27日に逝去されました故三森久実氏（前代表取締役会長）のご遺族に対し、当社規定に基づき弔慰金10,050千円を贈呈いたしたくご承認をお願いするものであります。なお、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

故三森久実氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
三森久実（みつもりひさみ）	昭和52年４月　大戸屋食堂の事業を承継
	昭和58年５月　当社設立　代表取締役社長
	平成24年４月　当社代表取締役会長
	平成27年７月　逝去

第３号議案　創業者功労金贈呈の件

故三森久実氏（前代表取締役会長）は、昭和52年４月に当社の前身である大戸屋食堂の事業を承継して以来、実質創業者として39年にわたり当社グループの発展に大きな貢献をされました。

つきましては、同氏の功績と在任中の労に報いるために創業者功労金として200,000千円を贈呈いたしたくご承認をお願いするものであります。なお、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

故三森久実氏の略歴は第２号議案に記載のとおりであります。

第４号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員ならびに当社子会社取締役、執行役員及び従業員に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、 当社執行役員及び従業員ならびに当社子会社取締役、執行役員及び従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2．新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社執行役員及び従業員ならびに当社子会社取締役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式120,000株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数
1,200個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭
本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。
① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から2年を経過した日より5年間とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

② 新株予約権の相続はこれを認めない。

③ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 (2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記 (6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 (6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 (8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記 (10)に準じて決定する。

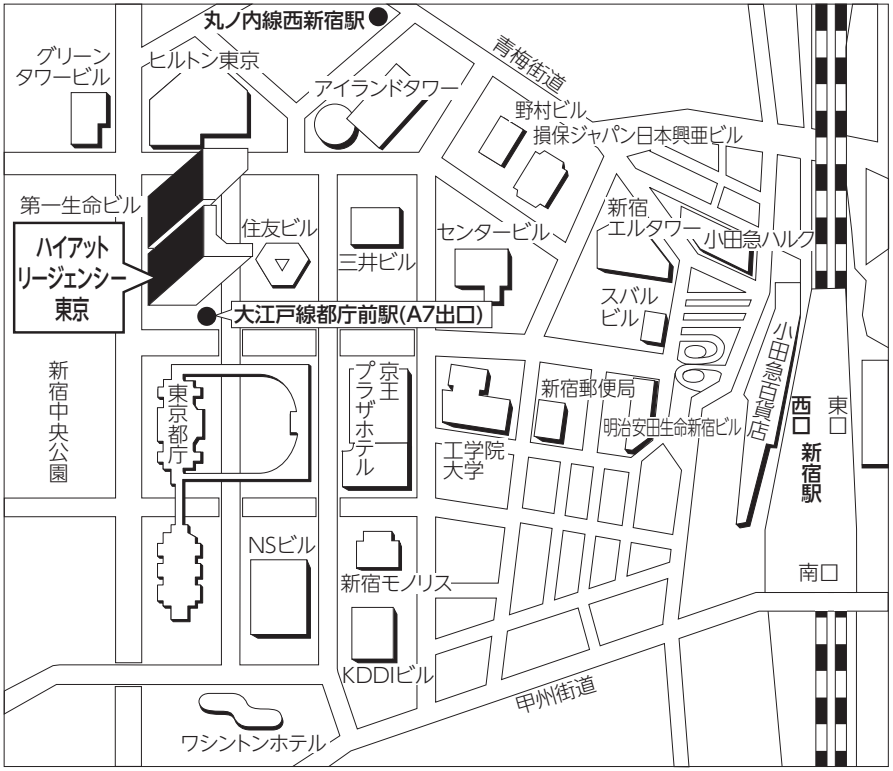
(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内

東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアットリージェンシー東京
地下１階　　センチュリールーム
電話番号　０３（３３４９）０１１１



●交通機関
・丸ノ内線西新宿駅　徒歩４分
・都営大江戸線都庁前駅に直結
・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口）　徒歩９分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。